

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 27 年 11 月 24 日(火) 第 8 7 5 3 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (758) (観光戦略課) 2
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出に対する知事の意見及びその理由 (住まいまちづくり課) 2

告 示

鳥取県告示第758号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県外国人個人旅行者のためのガイドマップ作成業務プロポーザル審査会	外国人個人旅行者のためのガイドマップ作成業務に係る受託業者の選定に関する事項	平成27年11月24日から同年12月17日まで	観光戦略課

公 告

平成27年鳥取県公報第8732号で公告した（仮称）ドラッグコスモス目久美店に係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模集客施設の設置の届出について、条例第11条第1項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同条第2項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成27年12月8日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 知事の意見

届出施設の設置は、条例第3条に規定する基本方針に適合しており、条例第11条第1項第1号に該当する。

2 意見の理由

届出施設の設置場所について、条例別表第1の要件に全て適合し、条例第3条第3号に掲げる地域に該当していないことが確認され、また、設置届の縦覧期間及び条例第9条第1項に規定する住民説明会において、関係市町村の長及び関係住民から異議を唱える意見は提出されなかったため。